

大町市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	30,120	18,636,465	654,983	2,821,915	15.1	15.3

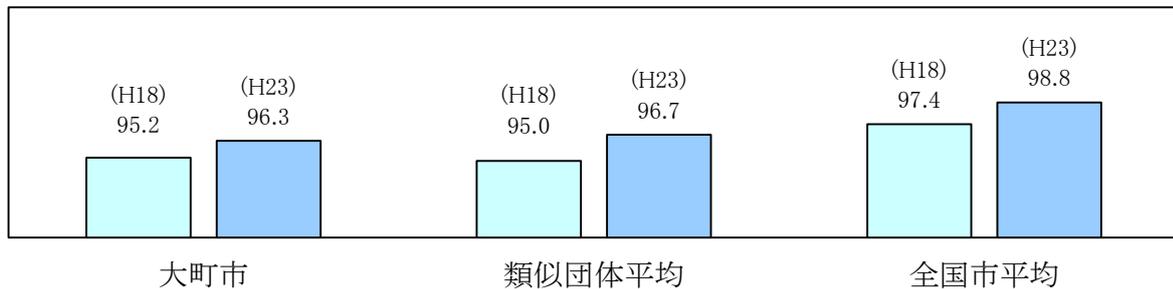
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	306	1,214,339	155,472	409,751	1,779,562	5,816	5,745

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
21年度			(%)			

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況(23年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号俸の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大町市	43.3 歳	332,000 円	382,410 円	359,178 円
長野県	45.6 歳	349,229 円	414,205 円	385,082 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.1 歳	325,607 円	384,184 円	351,717 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大町市	45.9 歳	17 人	318,300 円	333,070 円	334,474 円	—	—	—	—
うち学校給食	46.1 歳	8 人	316,200 円	333,375 円	338,057 円	調理員	44.2 歳	256,100 円	1.23
うちその他	45.8 歳	9 人	320,200 円	332,911 円	330,039 円		歳	円	
長野県	53.8 歳	110 人	293,795 円	322,387 円	315,802 円	—	—	—	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	—	321,662 円	—	—	—	—
類似団体	49 歳	平均27 人	309,198 円	335,585 円	322,040 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大町市	—	—	—
うち調理員	5,268,084 円	3,391,600 円	1.55

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成〇～〇年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員において前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区分	大町市	長野県	国	
一般行政職	大学卒	177,200 円	175,600 円	177,200 円
	高校卒	140,100 円	142,300 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	137,200 円	—
	中学卒	—	円	—
教育職	大学卒	—	円	—
	高校卒	—	円	—
〇〇職	大学卒	—	円	—
	高校卒	—	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（23年4月1日現在）

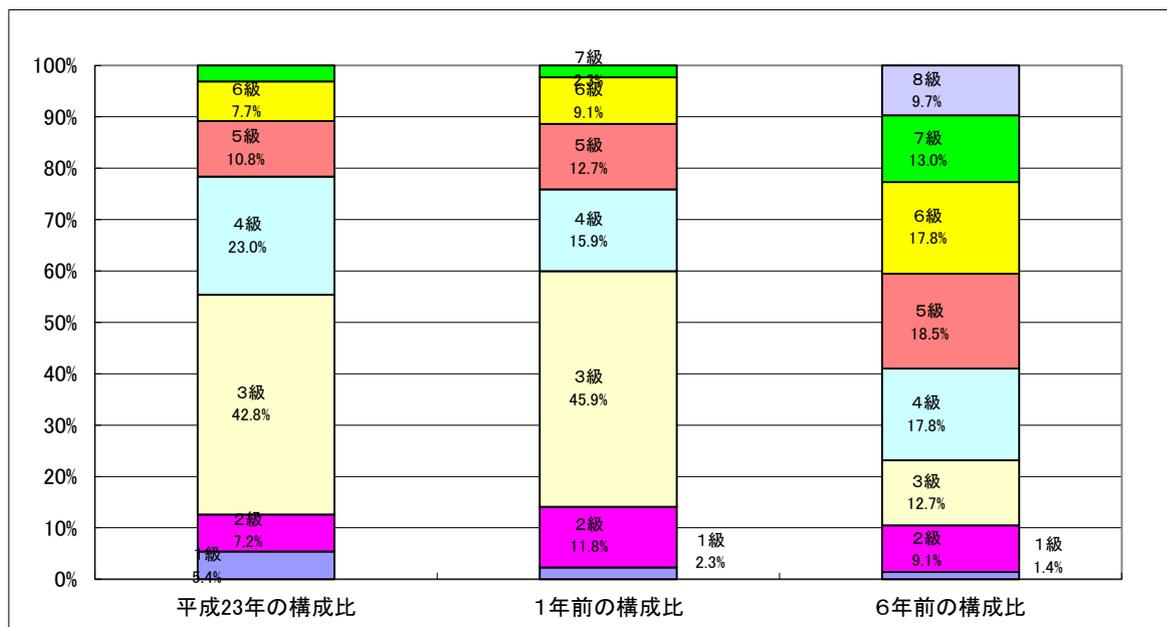
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	234,600 円	281,000 円	315,400 円
	高校卒	200,800 円	240,600 円	288,400 円
技能労務職	高校卒	200,800 円	240,600 円	288,400 円
	中学卒	円	円	円
教育職	大学卒	円	円	円
	高校卒	円	円	円
〇〇職	大学卒	円	円	円
	高校卒	円	円	円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長	7 人	3.1 %
6 級	課長	17 人	7.7 %
5 級	課長・課長補佐	24 人	10.8 %
4 級	課長補佐・係長・企画員・主査	51 人	23.0 %
3 級	係長・企画員・主任	95 人	42.8 %
2 級	主事・技師	16 人	7.2 %
1 級	主事・技師・主事補・技師補	12 人	5.4 %

- (注) 1 大町市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に9級制から7級制に変更している

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

・職員から自己申告書を提出させ、各自が担当している事務事業の目標、目標に対する成果及び結果を上司が評価し、昇給の参考としている。
 ・新たな人事評価制度の策定は現在、庁内で策定作業を行い段階的に試行する。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 町 市	長 野 県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,460 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,531 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.30 月分 (1.35)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5 _㉔ ～15 _㉔	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5 _㉔ ～25 _㉔	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5 _㉔ ～25 _㉔

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

・現在、新たな人事評価制度を策定し、試行等を行いその結果を踏まえた上で反映する。

(2) 退職手当 (23年4月1日現在)

大 町 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給)	定年前早期退職特例措置(2～20 _㉔ 加算)	その他の加算措置 ()	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20 _㉔ 加算)	
1人当たり平均支給額	2,156 千円	23,717 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		1,354 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		43,700 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		9.7 %	
手当の種類(手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	従事職員	・市税の収納(外部勤務)事務に従事する職員 ・滞納金の強制執行(動産のみ)に従事する職員	3,630円/月 440円/件
防疫等作業手当	従事職員	・感染症の防疫に従事する職員	780円/日
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	従事職員	・行旅病人の取扱いに従事する職員	1,300円/件
		・行旅死亡人の取扱いに従事する職員	2,600円/件
福祉現業手当	従事職員	・社会福祉主事で福祉に関する業務に従事する職員並びに介護支援専門員として介護保険給付等を実施するための訪問調査及び相談援助業務を行う職員	3,000円/月
自動車運転手当	従事職員	・常時ブルドーザー、モーターグレード、トラクターショベル等特殊自動車を運転する職員	2,470円/月
		・常時特殊自動車以外の自動車を運転する職員	1,680円/月
用地交渉手当	従事職員	・用地の取得または用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償についての権利者との交渉で、市長が特に困難であると認めるものに従事する職員	400円/日
医師業務手当	従事職員	・医師	130,000円から300,000円の範囲内で、市長が定める額にそれぞれの給料月額100分の25から100分の40の範囲内で市長が定める額を加算した額
特殊現場作業手当	従事職員	・環境プラント及びグリーンパークに勤務する職員	7,400円/月

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	98,596 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	557 千円
支給実績(21年度決算)	56,183 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	401 千円

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	◇配偶者月額13,000円 ◇配偶者のない場合の1人目11,000円 ◇扶養親族でない配偶者があ る場合の1人目6,500円 ◇配偶者以外の親族6,000円 ◇満15歳の年度初めから満22 歳の年度末までの加算額 5,000円	同		43,344 千円	265,914
住居手当	◇家賃・借間月額12,000円以 下支給なし ◇月額23,000円以下の場合 月 額家賃-12,000円 ◇月額23,000円超の場合(家 賃-23,000)÷2+11,000円	同		8,200 千円	292,857 円
通勤手当	◇交通機関利用者／月額 55,000円まで全額支給 ◇ 交通用具利用者／片道2*.m 以上に支給2,000円～24,500 円	同		11,937 千円	53,053 円
管理職手当	◇部長級 給料月額の12/100 ◇課長級 給料月額の8/100	異	国は、俸給の 特別調整額と して支給	13,019 千円	500,731 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職 員が、週休日又は祝日法によ る休日等若しくは年末年始等 に勤務した場合に支給 ◇部長 6,000円 ◇課長 4,000円 ◇課長 3,700円	異	区分・支給額 が異なる	12 千円	12 円
寒冷地手当	11月～3月までの各月に支給 ◇扶養親族のある世帯主 月 額17,800円 ◇扶養親族のいない世帯主 月額10,200円 ◇そ の他の職員月額7,360円	同		千円	円
宿日直手当	1回につき4,300円	異	支給額が異なる	千円	円
休日勤務手当			定率による支 給	千円	円

6 特別職の報酬等の状況 (23年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額 等	
		(参考)類似団体における最高/最低額	
給 料	市区町村長	801,000 円 () 円	940,000 円 / 259,000 円
	副市町村長	662,000 円 () 円	750,000 円 / 249,000 円
報 酬	議 長	374,000 円 () 円	545,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	313,000 円 () 円	474,000 円 / 200,000 円
	議 員	296,000 円 () 円	450,000 円 / 180,000 円
期 末 手 当	市区町村長	(23年度支給割合)	
	副市町村長 収入役 議 長 副 議 長 議 員	2.95 月分	
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)
	副市町村長	801,000×勤続月数×0.48	18,445千円
	備 考	662,000×勤続月数×0.34	10,803千円
			(支給時期) 退職時 退職時

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	5	5	3	<ul style="list-style-type: none"> ・事業増に伴う増員 ・事業増に伴う増員 ・派遣研修に伴う増員 ・組織統合による減員 ・組織統合による減員 ・職員の嘱託化による減員
		総 務	76	79		
		税 務	23	23		
		労 働	2	2		
		農林水産	14	15	1	
		商 工	13	14	1	
		土 木	20	18	△2	
		民 生	80	79	△1	
	衛 生	27	26	△1		
		計	260	261	1	(参考) 人口1万人当たりの職員数 84.84 人 (類似団体)1万人当たりの職員数)
	教育部門	48	45	△3	・職員の嘱託化による減員	
	消防部門					
	小 計	308	306	△2	(参考) 人口1万人当たりの職員数 100.5 人 (類似団体)1万人当たりの職員数)	
公営企業等 会計部門	病 院	230	243	13	・医師、看護師等補充による増員	
	水 道	18	17	△1	・事業縮小に伴う減員	
	下水道	13	11	△2	・事業縮小に伴う減員	
	その他	9	10	1		
	小 計	270	281	11		
総合計		578 [656]	587 [656]	9	(参考) 人口1万人当たりの職員数188.60 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (23年4月1日現在)

(例)



区 分	20歳 未満	20歳～ 23歳	24歳～ 27歳	28歳～ 31歳	32歳～ 35歳	36歳～ 39歳	40歳～ 43歳	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	60歳～ 以上	計
職員数	1人	11人	14人	9人	30人	52人	49人	44人	31人	35人	30人		306人

(3) 職員数の推移

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	275	270	263	260	260	261	△14(△5.1%)
教育	55	54	52	48	48	45	△10(△18.2%)
消防							
普通会計	330	324	315	308	308	306	△24(△7.3%)
公営企業等会計	291	282	277	277	270	281	△10(△3.4%)
総合計	621	606	592	585	578	587	△34(△5.5%)

8 職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況

項目	実施時期	受診者数
定期健康診断	7月12日・13日・14日	689人
胃検診	7月12日・13日・14日	14人
大腸癌検診	7月12日・13日・14日	443人
人間ドック	4月～3月(随時)	97人

(2) 職員互助会の設置及び活動状況

職員の相互共済及び福利増進を図るため、大町市職員互助会及び市立大町総合病院親和会を条例に基づき設置し、慶弔金、見舞金などの給付のほか、健康維持のための事業等を行っています。大町市職員互助会及び市立大町総合病院親和会は職員(会員)の掛金と市補助金等によって運営しています。